

宮津市公報

平成30年7月2日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目 次

— 条 例 —

- 19 宮津市介護保険条例の一部を改正する条例 1

— 告 示 —

- 109 宮津市公の施設に係る指定管理者の指定 1

— 公 告 —

- 26 宮津市営住宅等の入居者の公募 1
27 公示送達 2
28 公示送達 2
29 農用地利用集積計画の縦覧 2
30 公示送達 2

— 教 育 委 員 会 —

《告 示》

- 13 宮津市教育委員会定例会の招集 2

《訓 令》

- 3 宮津市食育及び給食指導巡回車両運行管理規程 3

— 選 挙 管 理 委 員 会 —

《告 示》

- 28 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所 5
29 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所 5
30 有権者総数の50分の1の数 5
31 有権者総数の3分の1の数 5
32 有権者総数の6分の1の数 5
33 宮津市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所 5
34 宮津市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所 6
35 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙に係る各候補者の選挙運動費用収支報告書の要旨の公表 6
36 宮津市長選挙と宮津市議会議員一般選挙の同時執行 6
37 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における候補者1人当たりの選挙運動に関する支出金額の制限額 6
38 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における各投票区の投票所 6
39 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙の投票所を閉じる時刻の繰上げ 7
40 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任 7
41 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙において用いる投票用紙の様式 8

42 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における街頭演説用標旗等の配色	10
43 宮津市長選挙における政治活動用自動車表示板の配色	10
44 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における開票事務及び選挙会事務の合同並びに日時及び場所	11
45 津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場に選挙運動用ポスターを掲示できる日	11
46 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における選挙長及び同職務代理者の選任	11
47 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における期日前投票所	11
48 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者の選任	11
49 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における投票及び開票の順序	12
50 宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における選挙公報掲載の申請期限	12
51 宮津市議会議員一般選挙における開票時刻の繰上げ	12
52 宮津市長選挙において当選した者の住所及び氏名	12
53 宮津市議会議員一般選挙において当選した者の住所及び氏名	13

《宮津市長選挙選挙長告示》

1 宮津市長選挙における選挙長の事務を行う場所	13
2 宮津市長選挙における選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所	13
3 宮津市長選挙の候補者の届出	13
4 宮津市長選挙の無投票	14

《宮津市議会議員一般選挙選挙長告示》

1 宮津市議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所	14
2 宮津市議会議員一般選挙における選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所	14
3 宮津市議会議員一般選挙の候補者の届出	14

《公 告》

《宮津市長選挙選挙長公告》

1 宮津市長選挙候補者の届出日における供託物取扱機関の指定通知	15
---------------------------------	----

《宮津市議会議員一般選挙選挙長公告》

1 宮津市議会議員一般選挙候補者の届出日における供託物取扱機関の指定通知	16
--------------------------------------	----

—— 農 業 委 員 会 ——

《告 示》

6 宮津市農業委員会総会の招集	16
7 宮津市農業委員会総会の招集	16

条 例

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月8日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第19号

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例

宮津市介護保険条例（平成12年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

告 示

宮津市告示第109号

宮津市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定したので、宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第7条の規定により告示する。

平成30年6月20日

宮津市長 井上正嗣

宮津漁師町観光商業センター（宮津市字漁師1775番地の25）

(1) 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 宮津フードファクトリー合同会社

代表者 代表社員 株式会社Jコラボ丹後 職務執行者 濱田伸治

所在地 宮津市字杉末1516番地の2

(2) 指定期間 平成30年10月1日から平成35年3月31日まで

公 告

宮津市公告第26号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

平成30年6月5日

宮津市長 井上正嗣

1 公募する住宅

団地名	所在地	家賃(円)	戸数	規格
宮村上	宮津市字宮村	26,200～51,500	2	3DK
宮村上	宮津市字宮村	21,700～42,700	1	2DK
東波路	宮津市字波路	22,100～43,400	1	3DK
鳥が尾	宮津市字喜多	16,600～32,600	1	3DK
鳥が尾	宮津市字喜多	9,500～20,300	2	2DK

2 入居者の資格

- (1) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民部市民課市民窓口係受付（本館1階）に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

4 申込みの期間及び場所

(1) 期間 平成30年6月11日（月）から平成30年6月22日（金）まで

(2) 場所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

5 選考方法の概略

入居の申込みをした方の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、宮津市営住宅等設置及び管理条例第8条第1項各号のいずれかに該当する方のうちから行き、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い方から入居者を決定します。ただし、住宅困窮順位の定め難い方については、公開抽せんにより決定します。

6 入居時期 平成30年9月1日（予定）

————— * * * —————

宮津市公告第27号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成30年6月8日

宮津市長 井上正嗣

(以下揭示済)

————— * * * —————

宮津市公告第28号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成30年6月11日

宮津市長 井上正嗣

(以下揭示済)

————— * * * —————

宮津市公告第29号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成30年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成30年6月12日

宮津市長 井上正嗣

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 平成30年6月12日

至 平成30年6月26日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

————— * * * —————

宮津市公告第30号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部市民課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成30年6月29日

宮津市長 井上正嗣

(以下揭示済)

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第13号

平成30年第8回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。
平成30年6月25日

宮津市教育委員会
教育長 山本 雅弘

- 1 日 時 平成30年6月27日（水）午前9時
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ〔宮津阪急ビル〕4階
応接会議室

《訓 令》

宮津市教育委員会教育長訓令甲第3号

庁中一般
各教育機関

宮津市食育及び給食指導巡回車両運行管理規程を次のように定める。
平成30年6月15日

宮津市教育委員会
教育長 山本 雅弘

宮津市食育及び給食指導巡回車両運行管理規程

（目的）

第1条 この規程は、宮津市立の小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の児童生徒の食育及び給食指導を充実させるため、宮津市食育及び給食指導巡回車両（以下「巡回車両」という。）を配置し、その安全かつ効率的な管理及び運行について、必要な事項を定めるものとする。

（配置）

第2条 宮津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、巡回車両を教育長が指定する小中学校に配置するものとする。

- 2 前項の規定により配置する巡回車両は、「もぐもぐ号」と呼称する。

（運行の管理）

第3条 巡回車両の運行管理者（以下「管理者」という。）は教育次長とし、巡回車両の運行に関する管理を行うものとする。

- 2 管理者は、運行状況を把握し、効率的な運行を図るとともに、安全運行、事故防止及び車両管理の指示監督を行うものとする。

（運行の範囲）

第4条 巡回車両の運行は、当該車両を配置する小中学校（以下「配置校」という。）以外の小中学校、教育委員会事務局等において実施する次に掲げる業務に限るものとする。

- (1) 各教科等における食に関する指導の充実
- (2) 地場産物を活用した地域の特色（食材）を活かした学校給食の取組
- (3) 学校と家庭の連携による食に関する指導の充実のための取組
- (4) 学校給食の指導のための取組
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理者が必要と認めた取組

（運転者）

第5条 巡回車両を運転することができる者は、小中学校に勤務する栄養教諭及び講師（栄養教諭に準じる職務に従事する者に限る。）並びに宮津市公用自動車等管理規程（昭和46年訓令甲第5号）第2条第4号に規定する運転者（以下これらを「運転者」という。）に限るものとする。

（車両の管理）

第6条 巡回車両の管理は、配置校の学校長が行うものとする。

（格納場所）

第7条 配置校の学校長は、巡回車両の格納場所を定め、管理者に通知しなければならない。

(取扱責任者)

第8条 配置校の学校長は、車両毎に取扱責任者を定めなければならない。

2 取扱責任者は、常に巡回車両の保全に努めなければならない。

(車両台帳)

第9条 配置校の学校長は、巡回車両の管理の状況を明らかにするため所管の巡回車両について車両台帳を作成し、常に整備しておかななければならない。

(使用の制限)

第10条 巡回車両は、第4条に掲げる業務以外に使用することはできない。

2 巡回車両の使用時間は、原則として勤務時間内とする。ただし、配置校の学校長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(運行前点検)

第11条 運転者は、巡回車両を使用する前に必要な箇所の点検を行わなければならない。

2 運転者は、前項の点検の際異常を発見したときは、運行前点検表を作成し、配置校の学校長に報告しなければならない。

(車両の格納)

第12条 運転者は、巡回車両の使用が終わったときは直ちに必要な点検整備を行い、配置校内の所定の場所に格納しなければならない。

(運転日誌)

第13条 運転者は、巡回車両の運行に関する事項を運転日誌に記録し、配置校の学校長に提出しなければならない。

(運転者の守るべき事項)

第14条 運転者は、巡回車両の使用にあたって次の事項を守らなければならない。

- (1) 法令を遵守し安全運転に努めること。
- (2) 常に燃料の節約と効果的かつ能率的な運用を図ること。

(燃料の管理)

第15条 巡回車両の燃料の補給は、燃料給油業者との契約に基づき発行する油類購入券によって給油業者の給油所において補給するものとする。

(運転者台帳)

第16条 管理者は、運転者の管理のため運転者台帳を作成し、常に整備しておかななければならない。

2 運転者の登録は、巡回車両を運転しようとする者が、運転者登録申請書に道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条に規定する運転免許証（以下「免許証」という。）の写しを添え、学校長及び管理者を経て教育長に申請し、登録の許可を受け、運転者台帳に登載して行うものとする。

3 教育長は、巡回車両の運転に必要な適格性を欠くと認めたときは、前項に規定する運転者の登録の許可をせず、又は既になされた運転者の登録を取り消すことができる。

4 運転者は、免許の取消し、効力の停止及び失効並びに免許証の記載事項に変更があったときは、学校長及び管理者を経て、速やかに教育長に届け出なければならない。

(事故処理)

第17条 運転者は、業務中交通事故（被害事故を含む。）その他の事故があったときは、法令に基づく適切な処置をするとともにこのことを直ちに学校長を経て管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

2 運転者は、前項の処置後直ちに交通事故報告書を作成し、教育長に報告しなければならない。

3 事故処理は、学校長が管理者と協議して行わなければならない。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年6月15日から施行する。

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第28号

平成30年6月24日執行予定の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成30年6月11日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

1 日 時 平成30年6月17日 午後6時

2 場 所 宮津市役所 応接室

_____ * * * _____

宮津市選挙管理委員会告示第29号

平成30年6月24日執行予定の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成30年6月11日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

1 日 時 平成30年6月17日 午後6時

2 場 所 宮津市役所 応接室

_____ * * * _____

宮津市選挙管理委員会告示第30号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成30年6月16日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

3 2 0 人

_____ * * * _____

宮津市選挙管理委員会告示第31号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成30年6月16日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

5, 3 1 9 人

_____ * * * _____

宮津市選挙管理委員会告示第32号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成30年6月16日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

2, 6 6 0 人

_____ * * * _____

宮津市選挙管理委員会告示第33号

平成30年6月24日執行予定の宮津市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所を、次のように定める。

平成30年6月16日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

以下省略

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第34号

平成30年6月24日執行予定の宮津市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所を、次のように定める。

平成30年6月16日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

以下省略

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第35号

平成30年6月24日執行予定の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙に係る各候補者の選挙運動費用収支報告書の要旨の公表は、宮津市公報により行う。

平成30年6月16日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第36号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第119条第1項の規定により、宮津市長選挙と宮津市議会議員一般選挙を次のとおり同時に行う。

平成30年6月17日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

- 1 選挙の期日 平成30年6月24日
- 2 選挙すべき議員の数 14人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第37号

平成30年6月24日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における候補者1人当たりの選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成30年6月17日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

宮津市長選挙 4,392,500円
宮津市議会議員一般選挙 2,771,000円

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第38号

平成30年6月24日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における各投票区の投票所を、次のように定める。

平成30年6月17日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

投票区名	建物の名称	所在地
第1投票区	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1

第2投票区	桜山会館	// 万町476番地
第3投票区	松ヶ岡会館	// 蛭子1070番地
第4投票区	漁師町会館	// 漁師1547・1548合番地
第5投票区	城南公民館	// 京口126番地
第6投票区	城東会館	// 吉原2573番地
第7投票区	たんぼぼ保育園	// 惣906番地
第8投票区	上宮津地区公民館	// 小田231番地
第9投票区	中村公民館	// 中村190番地の1
第10投票区	栗田幼稚園	// 上司261番地の4
第11投票区	小田宿野公民館	// 小田宿野191番地の3
第12投票区	矢原公民館	// 矢原69番地
第13投票区	吉津地区公民館	// 須津1031番地
第14投票区	文珠公会堂	// 文珠497番地の1
第15投票区	江尻公会堂	// 江尻432番地の2
第16投票区	溝尻公民館	// 溝尻354番地の1
第17投票区	浜公民館	// 日置590番地
第18投票区	上公民館	// 日置2583番地の7
第19投票区	下世屋公民館	// 下世屋（山口神社前）
第20投票区	世屋高原休憩所	// 上世屋831番地
第21投票区	畑婆爺ニアセンター	// 畑277番地
第22投票区	宮津市デイサービスセンターせんごく	// 岩ヶ鼻38番地
第23投票区	田原公民館	// 田原76番地の1
第24投票区	里波見公民館	// 里波見623番地
第25投票区	日ヶ谷地区公民館	// 日ヶ谷5126番地
第26投票区	由良地区公民館（由良の里センター）	// 由良1289番地の1

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第39号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により、平成30年6月24日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙の投票所を閉じる時刻を、次のとおり繰り上げる。

平成30年6月17日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

投票所	投票所を開いている時間
第19投票所	午前7時から午後6時まで
第20投票所	午前7時から午後7時まで
第21投票所	午前7時から午後6時まで
第23投票所	午前7時から午後7時まで
第25投票所	午前7時から午後7時まで

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第40号

平成30年6月24日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成30年6月17日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

投票区名	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
第1投票区	<省略>	森口英一	<省略>	白数真理子

第2投票区		林 崎 芳 紀		大 島 恵 美
第3投票区		藤 田 憲 一		塩 田 孝 史
第4投票区		廣 瀬 政 夫		森 山 領 介
第5投票区		松 井 正 之		岩 本 佳 久
第6投票区		田 中 修 二		小 谷 全 弘
第7投票区		小 牧 美 忠		大 和 陽 三
第8投票区		東 高 志		上 高 ゆ み
第9投票区		中 嶋 章 夫		谷 口 博 美
第10投票区		永 濱 敏 之		長 澤 嘉 之
第11投票区		田 野 博 司		宮 前 久 美 子
第12投票区		橋 本 一 郎		柴 山 健 太 郎
第13投票区		安 東 直 紀		小 谷 陽 介
第14投票区	<省 略>	笠 井 裕 代	<省 略>	山 上 真 由 子
第15投票区		宮 崎 茂 樹		百 鳥 孝 之
第16投票区		永 濱 智 恵 美		藤 原 慎 一
第17投票区		藤 村 光 代		西 村 博 和
第18投票区		大 上 仁 志		長 澤 伸 司
第19投票区		大 銅 浩 助		黒 田 浩
第20投票区		居 村 真		千 阪 季 成
第21投票区		河 合 隆 太		藤 原 健 二
第22投票区		前 田 繁		朽 岡 俊 美
第23投票区		中 村 善 之		岩 佐 裕 教
第24投票区		辻 村 範 一		谷 口 宏 幸
第25投票区		河 原 浩 志		黄 前 佳 之
第26投票区		矢 野 善 記		山 本 隆 教

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第41号

平成30年6月24日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙において用いる投票用紙の様式を次のように定める。

平成30年6月17日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

表

裏

こうほしやしめい
候補者氏名

平成三十年六月二十四日執行
宮津市長選挙投票

宮津市選
挙管理委
員会之印

(注 意) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

表

点字投票	平成三十年六月二十四日執行 宮津市長選挙投票 宮津市選挙管理委員会之印
<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名 <small>(注) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</small>	

裏

備考 投票用紙は桃色とし、文字は黒色、印は赤色刷込式とする。

表

点字投票	平成三十年六月二十四日執行 宮津市議会議員一般選挙投票 宮津市選挙管理委員会之印
<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名 <small>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</small>	

裏

表	裏
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <small>ちゅうい</small> 点字投票 </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <small>ちゅうい</small> (注) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 <small>こうほしや</small> 一 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 </div> <div style="margin-top: 10px; text-align: center;"> 宮津市選 挙管理委 員会之印 </div> <div style="margin-top: 10px; text-align: center;"> 平成三十年六月二十四日執行 宮津市議会議員一般選挙投票 </div>	<div style="border: 1px solid black; height: 250px; width: 100%;"></div>

備考 投票用紙は白色とし、文字は焦茶色、印は赤色刷込式とする。

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第42号

平成30年6月24日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における街頭演説用標旗等の配色を次のように定める。

平成30年6月17日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

宮津市長選挙

標旗等の種別	配 色
街頭演説用標旗	白地に黒色の文字
街頭演説用腕章	//
選挙運動用自動車（船舶）表示板	//
選挙運動用拡声機の表示板	//
自動車（船舶）乗員用腕章	//

宮津市議会議員一般選挙

標旗等の種別	配 色
街頭演説用標旗	白地に紫色の文字
街頭演説用腕章	//
選挙運動用自動車（船舶）表示板	//
選挙運動用拡声機の表示板	//
自動車（船舶）乗員用腕章	//

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第43号

平成30年6月24日執行の宮津市長選挙における政治活動用自動車表示板の配色を次のように定める。

平成30年6月17日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

政治活動用自動車表示板 白地に黒色の文字

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第44号

平成30年6月24日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に合わせて次のとおり行う。

平成30年6月17日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

- 1 開票場所
開票所名 宮津会館 宮津市字鶴賀2164番地
- 2 開票日時
平成30年6月24日 午後9時

_____ * * * _____

宮津市選挙管理委員会告示第45号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第10項により準用する同条第5項の規定により、平成30年6月24日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場に選挙運動用ポスターを掲示することができる日は、平成30年6月17日とする。ただし、候補者届の受理後とする。

平成30年6月17日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

_____ * * * _____

宮津市選挙管理委員会告示第46号

平成30年6月24日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における選挙長及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成30年6月17日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

選挙長

住 所 <省 略>
氏 名 堀 口 善 一

選挙長職務代理者

住 所 <省 略>
氏 名 白 石 肇 子

_____ * * * _____

宮津市選挙管理委員会告示第47号

平成30年6月24日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における期日前投票所を、次のように定める。

平成30年6月17日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

投票所名	建物の名称	所在地
期日前投票所	宮津市福祉・教育総合プラザ	宮津市字浜町3012番地

_____ * * * _____

宮津市選挙管理委員会告示第48号

平成30年6月24日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成30年6月17日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

期日前投票所投票管理者		
住 所	氏 名	職務を行うべき日
<省 略>	堀 口 善 一	平成30年6月19日
	白 石 肇 子	平成30年6月20日 平成30年6月23日
	前 田 良 二	平成30年6月18日 平成30年6月21日
	後 藤 信 子	平成30年6月22日

期日前投票所投票管理者職務代理者		
住 所	氏 名	職務を行うべき日
<省 略>	吉 田 有 紀	平成30年6月18日から 平成30年6月23日までの日

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第49号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第122条の規定により、平成30年6月24日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における投票及び開票の順序は、次のとおりとする。

平成30年6月17日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

- 投票の順序
- 1 宮津市長選挙
 - 2 宮津市議会議員一般選挙

- 開票の順序
- 1 宮津市長選挙
 - 2 宮津市議会議員一般選挙

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第50号

平成30年6月24日執行の宮津市長選挙及び宮津市議会議員一般選挙における選挙公報掲載申請の期限は、平成30年6月17日とする。

平成30年6月17日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第51号

平成30年6月17日付け宮津市選挙管理委員会告示第44号で告示した平成30年6月24日執行の宮津市議会議員一般選挙における開票の時刻は10分繰り上げ午後8時50分とする。

平成30年6月24日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第52号

平成30年6月24日執行の宮津市長選挙において当選した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成30年6月24日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

住 所	氏 名
<省 略>	城 崎 雅 文

宮津市選挙管理委員会告示第53号

平成30年6月24日執行の宮津市議会議員一般選挙において当選した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成30年6月24日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

住 所	氏 名
<省 略>	松 本 隆
	坂 根 栄 六
	星 野 和 彦
	松 浦 登美義
	長 本 義 浩
	河 原 末 彦
	横 川 秀 哉
	小 濃 孝 之
	徳 本 良 孝
	向 山 禎 彦
	北 仲 篤
	久 保 浩
	長 林 三代
安 達 稔	

《宮津市長選挙選挙長告示》

宮津市長選挙選挙長告示第1号

平成30年6月24日執行の宮津市長選挙における選挙長の事務を行う場所は、宮津市字柳縄手345番地の1宮津市役所内とする。

平成30年6月17日

宮津市長選挙
選挙長 堀 口 善 一

宮津市長選挙選挙長告示第2号

平成30年6月24日執行の宮津市長選挙における選挙立会人として届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上あるときの選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成30年6月17日

宮津市長選挙
選挙長 堀 口 善 一

- 1 日 時 平成30年6月21日 午後6時
- 2 場 所 宮津市役所 応接室

宮津市長選挙選挙長告示第3号

平成30年6月24日執行の宮津市長選挙について、候補者として次のとおり届出があった。

平成30年6月17日

宮津市長選挙
選挙長 堀 口 善 一

届出受理番号	届出年月日	届出の別	候補者氏名	住所	生年月日	党派	職業
			認定した通称	選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレス			
1	平成 30. 6. 17	本人 届出	城崎 雅文	<省 略>	昭和 46. 6. 14	無所属	無職
			きざき 雅文	https://www.facebook.com/masafumi.kizaki			

* * *

宮津市長選挙選挙長告示第 4 号

平成30年 6 月 24 日 執行の宮津市長選挙においては、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第100条第 4 項の規定により投票を行わないこととなったので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成30年 6 月 17 日

宮津市長選挙
選挙長 堀 口 善 一

* * *

《宮津市議会議員一般選挙選挙長告示》

宮津市議会議員一般選挙選挙長告示第 1 号

平成30年 6 月 24 日 執行の宮津市議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所は、宮津市宇柳縄手345番地の 1 宮津市役所内とする。

平成30年 6 月 17 日

宮津市議会議員一般選挙
選挙長 堀 口 善 一

* * *

宮津市議会議員一般選挙選挙長告示第 2 号

平成30年 6 月 24 日 執行の宮津市議会議員一般選挙における選挙立会人として届出のあった者が 10 人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が 3 人以上あるときの選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成30年 6 月 17 日

宮津市議会議員一般選挙
選挙長 堀 口 善 一

- 1 日 時 平成30年 6 月 21 日 午後 6 時
- 2 場 所 宮津市役所 応接室

* * *

宮津市議会議員一般選挙選挙長告示第 3 号

平成30年 6 月 24 日 執行の宮津市議会議員一般選挙について、候補者として次のとおり届出があった。

平成30年 6 月 17 日

宮津市議会議員一般選挙
選挙長 堀 口 善 一

届出受理番号	届出年月日	届出の別	候補者氏名	住所	生年月日	党派	職業
			認定した通称	選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレス			
1	平成 30. 6. 17	本人 届出	長林 三代	<省 略>	昭和 32. 9. 4	日 本 共 産 党	宮 津 市 議 会 議 員
			長林 みよ				

2	平成 30.6.17	本人 届出	ながもと よしひろ 長本 義浩	<省略>	昭和 39.6.8	無所属	建具製造業 経営者
			ながもと よしひろ 長本 よしひろ				
3	平成 30.6.17	本人 届出	おのう たかゆき 小濃 孝之	<省略>	昭和 29.9.1	日本 共産党	農業
			おのう たかゆき 小濃 孝之				
4	平成 30.6.17	本人 届出	とくもと よしか 徳本 良孝	<省略>	昭和 27.11.23	自由 民主党	行政書士
			とくもと よしか 徳本 良孝				
5	平成 30.6.17	本人 届出	あだち のり 安達 稔	<省略>	昭和 21.1.10	無所属	丹盛有限会 社代表取締役 社長
			あだち のり 安達 稔				
6	平成 30.6.17	本人 届出	ほしの かずひこ 星野 和彦	<省略>	昭和 41.1.6	無所属	宮津を元氣 にする会 代表
				http://genkinamiyazu.com			
7	平成 30.6.17	本人 届出	よこかわ ひでよ 横川 秀哉	<省略>	昭和 41.9.21	無所属	(株)時計の よこかわ 代表取締役
			よこかわ ひでよ 横川 ひでや	https://www.facebook.com/profile.php?id=100003187459572			
8	平成 30.6.17	本人 届出	きたなか あつし 北仲 篤	<省略>	昭和 38.6.7	無所属	無職
			きたなか あつし 北仲 篤	https://kitanaka-atsushi.com			
9	平成 30.6.17	本人 届出	さかね いさく 坂根 栄六	<省略>	昭和 53.2.20	無所属	市議会議員
			さかね いさく 坂根 栄六	http://rx-93e6.wix.com/eroke-style			
10	平成 30.6.17	本人 届出	うつのみや あや 宇都宮 綾	<省略>	昭和 45.4.30	日本 共産党	ペンション 経営
			うつのみや あや 宇都宮 綾				
11	平成 30.6.17	本人 届出	くぼ ひろし 久保 浩	<省略>	昭和 35.4.24	無所属	(株)にしが きイチゴ栽 培等従事者
12	平成 30.6.17	本人 届出	まつもと たかし 松本 隆	<省略>	昭和 33.6.25	公明党	政党役員
			まつもと たかし 松本 隆				
13	平成 30.6.17	本人 届出	むこうやま さだひこ 向山 禎彦	<省略>	昭和 31.11.26	無所属	無職
			むこうやま さだひこ 向山 禎彦				
14	平成 30.6.17	本人 届出	まつうら とみよし 松浦 登美義	<省略>	昭和 33.8.14	公明党	政党役員
			まつうら とみよし 松浦 登美義	http://www.komei.or.jp/km/miyazu-matsuura-tomiyoshi/			
15	平成 30.6.17	本人 届出	かわはら すえひこ 河原 末彦	<省略>	昭和 28.1.10	無所属	農業
			かわはら すえひこ 河原 末彦				

《公 告》

《宮津市長選挙選挙長公告》

宮津市長選挙選挙長公告第1号

平成30年6月24日執行の宮津市長選挙について、選挙供託事務執務時間規程（昭和30年法務省訓令

第 1 号) 第 2 条の規定により、公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第86条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定による候補者の届出又は推薦届出の期間である 6 月 17 日は日曜日であるが、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで供託事務を取り扱う供託所として、宮津市字中ノ丁 2534 番地宮津地方合同庁舎、京都地方法務局宮津支局を指定した旨京都地方法務局長から通知があった。

平成30年 6 月 17 日

宮津市長選挙
選挙長 堀 口 善 一

《宮津市議会議員一般選挙選挙長公告》

宮津市議会議員一般選挙選挙長公告第 1 号

平成30年 6 月 24 日執行の宮津市議会議員一般選挙について、選挙供託事務執務時間規程 (昭和30年法務省訓令第 1 号) 第 2 条の規定により、公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第86条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定による候補者の届出又は推薦届出の期間である 6 月 17 日は日曜日であるが、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで供託事務を取り扱う供託所として、宮津市字中ノ丁 2534 番地宮津地方合同庁舎、京都地方法務局宮津支局を指定した旨京都地方法務局長から通知があった。

平成30年 6 月 17 日

宮津市議会議員一般選挙
選挙長 堀 口 善 一

農 業 委 員 会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第 6 号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成30年 6 月 4 日

宮津市農業委員会
会長 藤 井 忠

- 1 日 時 平成30年 6 月 8 日 (金) 午前 9 時 30 分
- 2 場 所 宮津市役所 第 5 会議室
- 3 議 題
議案第 15 号 農用地利用集積計画 (所有権移転) について

* * *

宮津市農業委員会告示第 7 号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成30年 7 月 2 日

宮津市農業委員会
会長 藤 井 忠

- 1 日 時 平成30年 7 月 9 日 (月) 午前 9 時 30 分
- 2 場 所 宮津市役所 第 5 会議室
- 3 議 題
議案第 16 号 農地法第 5 条の許可申請に係る意見について
議案第 17 号 非農地証明について
議案第 18 号 農用地利用集積計画 (利用権設定) について